日本総合病院精神医学会
専門医制度規則 施行細則

第１章 本施行細則の趣旨

第 1 条 日本総合病院精神医学会専門医制度規則（以下、規則）の施行に関し，規則に定められた以外の事項については，本施行細則に従うものとする。

第２章 制度運営

第２条 専門医制度委員会の事務は，日本総合病院精神医学会事務局において行う。

第３条 専門医制度委員会は専門医制度委員会業務の調整及び総括、広報、理事会との連絡調整ならびに専門医制度委員会業務に関する緊急事項の処理、その他必要な業務を行う。

２．専門医研修小委員会は、卒後研修の目標、内容を定め、検討し、卒後研修に必要な業務を行う。

３．専門医試験小委員会は、専門医認定試験の実務、運営を担当し、専門医認定試験に関する必要な業務を行う。

４．専門医等認定小委員会は、専門医認定試験受験資格審査、研修施設の認定条件審査および指導医要件審査、更新審査、その他の必要な業務を行う。

第３章 専門医の認定および更新

第４条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 専門医認定申請書（様式１）。
二. 履歴書（様式２－１）
三. 医師免許証（写し）。
四. 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）
五. 研修施設において規則第 5 条第三号の定める期間総合病院精神医学の研修を行い、本施行細則第１１条の別表１に定める研修ガイドラインに従った研修を修了していることを示す指導医の証明書（様式３）。同表に定める研修すべき診療場面または疾患のうち経験した症例のリスト（様式４－1および４－２）。
六. 本施行細則第１２条に定めるケースレポートとリスト（８編）（様式５、

６）。

七. 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。

八. 専門医認定試験合格証（写し）。

九. 本細則別表３に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。

２. 前項第七号の専門医制度委員会専門医講習会および前項八号の専門医認定試験は申請日以前５年以内に受講または合格したものとする。

３. 前項の施行は、令和７年 ４ 月 １ 日とする。

第５条 専門医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の１２月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 専門医認定更新申請書（様式７）。

二. 履歴書（様式２－２）。

三. 専門医証（写し）

四. 本施行細則第１５条の別表２に定める学術活動に関する単位を、過去５年間に１００ 単位以上取得したことを証明する資料と専門医認定更新単位換算表（様式１７）。

五. 本施行細則第 12 条に定めるケースレポートとリスト（２編）（様式６）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式１０）。

六. 本細則別表３に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。

２. やむをえない理由があると認めたときは、前項第四号の学術活動に関する単位を過去 ５年間に１００単位以上取得したことを証明する資料をそれと同等以上と認める資料で代替できる。

３. 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第５条の２ 専門医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めたときは、専門医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より５年間更新することができる。

２. 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

３. 本条第１項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を１ 通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第 4 章 指導医の認定および更新

第６条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 専門医指導医認定申請書（様式８）。

二. 履歴書（様式２－２）。

三. 専門医証（写し）。

四. これまでに、別表 5 に定める精神保健福祉に関わる教育指導を行っていることを示す資料、又はその代替資料（様式 19)。

五. これまでに、別表 5 に定める教育指導・評価について学習していることを示す資料、又はその代替資料（様式 20)。

六. これまでに、別表 5 に定める総合病院精神医学に関する論文（査読が 1 回以上あるもの）を筆頭著者として 1 編以上発表している、あるいは別表 5 に定める日本総合病院精神医学会および関連学会での発表を 1 回以上行っていることを示す資料（様式 21)。

七. 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。

八. 本細則別表３に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。

２. 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 特定指導医認定申請書（様式１１）。

二. 履歴書（様式２－１）。

三. 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。

四. 規則第３１条第２項第二号に定める特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。

五. 本細則別表３に定める新規認定審査料の振込証明書（写し）。

3. 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 専門医指導医認定申請書（様式１６－１）。

二. 履歴書（様式 2－１）。

三. 医師免許証（写し）。

四. 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）。

五. 特定指導医証（写し）

六. 本施行細則第１２条に定めるケースレポートとリスト（８編）（様式 5、６）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式１０）。

七. 専門医制度委員会専門医講習会参加証（写し）。
八. 専門医認定試験合格証（写し）。
九. 本細則別表３に定める特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料振込証明書（写し）。

４. 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 専門医指導医認定申請書（様式１６－２）。
二. 履歴書（様式２－２）。
三. 医師免許証（写し）。
四. 日本精神神経学会認定精神医学専門医証（写し）。
五. 特定指導医証（写し）
六. 専門医証（写し）

５. 特定指導医が他の特定研修施設に異動した場合は、特定指導医異動報告書（様式１３）を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

第７条 専門医指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の１２月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 専門医指導医認定更新申請書（様式９）。
二. 履歴書（様式２－２）。
三. 専門医指導医証（写し）。
四. 本施行細則第１５条の別表２に定める学術活動に関する単位を、過去５年間に１００ 単位以上取得したことを証明する資料と専門医認定更新単位換算表（様式１７）。
五. 本施行細則第１２条に定めるケースレポート（２編）（様式６）又はケースレポート記載要領に定めるその代替資料（様式１０）。
六. 初回更新の場合は指導医取得後に、それ以外の場合は過去 5 年の間に専門医の申請のために指導医として関わった実績に関する申告書（様式１８）
七. 過去５年の間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。
八. 本細則別表３に定める更新認定審査料の振込証明書（写し）。

２. 特定指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の１２月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 特定指導医認定更新申請書（様式１２）。
二. 履歴書（様式２－２）。
三. 特定指導医証（写し）。
四. 本施行細則第１５条の別表 2 に定める学術活動に関する単位を、過去５年間に１００単位以上取得したことを証明する資料と専門医認定更新単位換算表（様式１７）。
五. 過去５年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。
六. 特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。

３. やむをえない理由があると認めたときは、本条第１項第四号及び第２項第四号の学術 活動に関する単位を過去５年間に１００単位以上取得と同等以上と認める資料で代替することができる。

４. 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第 7 条の２ 指導医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めたときは、喪失した専門医または指導医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より５年間更新することができる。

２. 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

３. 本条第 1 項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を１ 通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第 5 章 研修施設

第８条 規則第 32 条に定める研修施設は、次の各号の条件をすべて満たすことを要する。

一. 指導医が常勤していること
二. 病床数１００床以上の病院で内科、外科を標榜していること。
三. 精神科病床を有する施設においては、精神科病床が病床数の５０％未満であること。
四. 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。

2. 前項と同等の機能を有する施設

第９条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任者が、次の各号に定める書類を１通、書留郵便もしくは電子ファイルにて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 研修施設認定申請書（様式１４）

二. 研修カリキュラムの内容に関する資料

２. 研修施設の認定の更新は、5 年ごとに行い、指導責任者が、次の各号に定める書類を１ 通、書留郵便もしくは電子ファイルにて更新年度の１２月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一. 研修施設認定更新申請書（様式１５）

二. 研修カリキュラムの内容に関する資料

第６章 審査結果の公示

第１０条 専門医の認定及び更新、指導医の認定及び更新並びに研修施設の認定及び更新の審査結果の公示は、定款に定める公告のほか、本学会評議員総会，機関誌および本学会ホームページなどにおいて行う。

第７章 研修内容及びケースレポート

第１１条 規則第５条第三号に規定する総合病院精神医学に関する研修は、別表１の一般病院連携精神医学専門医研修カリキュラム整備要綱に従い作成され、本学会により認定された研修カリキュラムに従って行われる。

２. 令和５年３月３１日までに本学会により承認された研修プログラムに従って行われる研修は、前項の研修としてみなされる。

第１２条 専門医の認定，専門医の認定更新，指導医の認定更新などの申請に必要なケースレポートについては別表４のケースレポート記載要領に従い記載する。

２. 前項のケースレポート記載要領の改正については専門医制度委員会の決議で行い、理事会に報告する。

３. 専門医更新認定、指導医の更新認定については、専門誌に掲載された総 合病院精神医学に関する論文を，筆頭著者の場合には論文１編がケースレポート２編に相当するものとして，共著者の場合には論文１編がケースレポート１編に相当するものとし て，ケースレポートに代えて申請することができる。この場合には，申請の際に論文の別冊 または写しを提出する。

4. 専門医の取得と指導医資格の認定更新のためには，すべてのケースレポートが専門医制度委員会の審査に合格しなければならない。

第 8 章 講習会、認定試験及び学術活動

第１３条 専門医制度委員会専門医講習会および専門医認定試験を１年に１回以上実施する。

２．前項の専門医制度委員会専門医講習会の主題は、本施行細則第１１条の別表１の研修 ガイドラインに従った研修内容に関するものとする。

３．本条第１項の専門医認定試験は筆記試験及び口答試験の形式で行い、本施行細則 第１１条の別表１の研修ガイドラインに従った研修内容に関する知識を問うものとする。

第１４条 専門医制度委員会指導医講習会を１年に１回以上実施し、その主題は本施行細則第１１条の別表１の一般病院連携精神医学専門医研修カリキュラム整備要綱に従った研修指導の進め方等に関するものとする。

第１５条 学術活動に関する単位については別表 2 のとおりとする。

第１６条 講習会受講料，審査料及び更新料は別表 3 のとおりとする。

第 9 章 細則の改正

第１７条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

第１条 本細則は、平成２７年４月１日から施行する。

平成２８年１１月２４日改正、平成２９年４月１日施行

平成２９年５月１３日改正、同日施行

平成２９年８月７日改正、同日施行

令和２年９月５日改正、同日施行

令和４年１０月２７日改正、令和５年４月１日施行

令和５年３月８日改正、令和５年４月１日施行

令和６年６月６日改正、同日施行

令和７年 11 月 20 日改正、令和８年４月１日施行

別表 1　一般病院連携精神医学専門医研修カリキュラム整備要綱（別掲）

別表２　学術活動に関する単位について（別掲）

別表３　講習会受講料，審査料，更新料について

1. 専門医講習会受講料・専門医認定試験受験料 10,000 円
2. 専門医および専門医指導医の新規認定審査料 20,000 円
3. 専門医および専門医指導医の更新認定審査料 10,000 円
4. 特定指導医の認定審査料および認定更新料は無料とする。
5. 専門医制度委員会指導医講習会受講料は無料とする。
6. 専門医制度規則第１８条第３項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料 20,000 円
7. 専門医制度規則第１９条第３項の特例措置による専門医指導医の認定審査料は無料とする。

別表４　ケースレポート記載要領（別掲）

別表５　指導医の認定要件について（別掲）